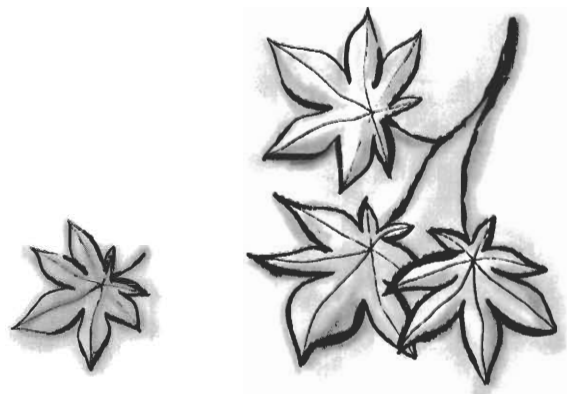


# 心と こころ



## DV「ドメスティック・バイオレンス」

社団法人

宮城県精神保健福祉協会 広報

### DVの現状

### 「相談と保護はうなぎのぼり」

宮城県婦人相談所 石堂 初男

婦人相談所は、これまで売春防止法に基づき婦人保護事業の枠組みの中で、婦人保護施設とともに、幅広く女性に  
関するさまざまな相談や保護を行って  
きました。

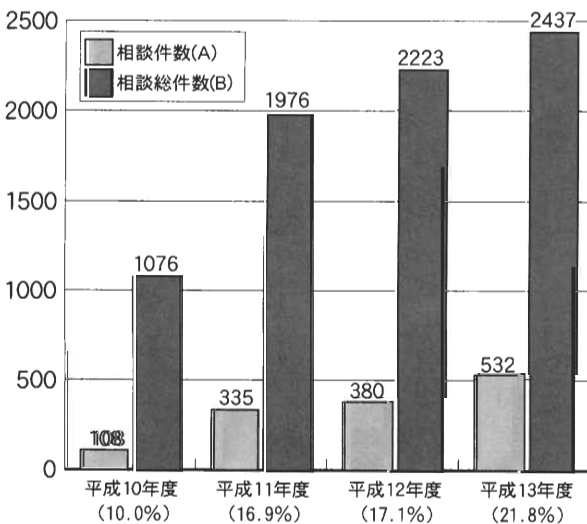
相談受付における「夫の暴力・酒乱」を主訴とする状況をみると表1のとおりです。

相談件数は、十二年度の一・四倍、十年度と比較すると四倍に増加しています。相談電話の受話器からは、夫から暴

昨年十月に施行されたDV防止法では、配偶者暴力相談支援センター機能が付与されたため、配偶者からの暴力被害女性の保護と支援も行っています。今年六月には婦人保護事業関係機関が緊密な連携を図り、情報を共有化して迅速かつ的確に対処するために婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会を立ち上げました。

(一) DVの相談状況  
平成十三年度における

(表1) 夫の暴力・酒乱による相談件数  
(平成10年度～平成13年度の相談状況)



(B)に対する割合(A)/(B)

(2)

力を受け怪我をしている様子が伺える女性からの切迫した声が聞こえてくることもありま。このような緊急対応が必要な相談者の処遇については、警察署や福祉事務所と連携して対応しています。

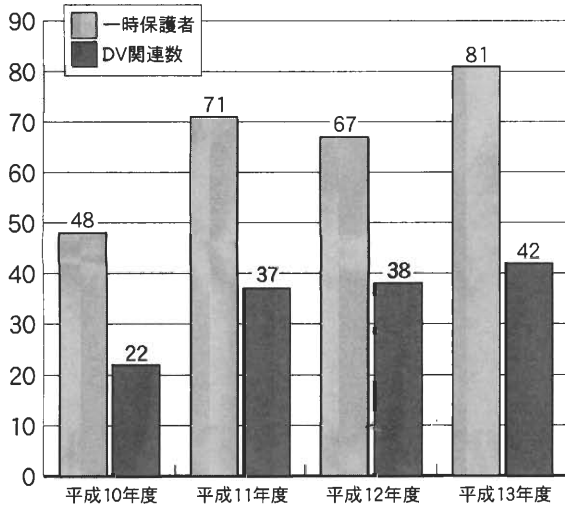
### (二) 一時保護状況

平成十三年度には八十一人を一時保護しましたがそのうちの五十一%にあたる四十二人が「夫の暴力・酒乱」を主な入所理由としており「夫の暴力・酒乱」は入所理由の第一位となっています。平均入所日数は十四・五日となっています。

婦人相談所は、DVの被害を受けた女性に次のような援助を行っています。

- ① 一時保護期間中は暴力被害者のストレス反応の急性期であり、精神的健康状態が極めて悪いことを理解し、安全・安心・安眠の確保をします。
- ② 暴力は犯罪であると認識し、本人の行動を指示します。
- ③ 自宅に戻ることは自立の過程で必要なことと考え、戻ることも含めて援助します。
- ④ 本人の状態に応じた情報を提供します。

(表2) 一時保護件数の内DV件数



DVの被害を受けた女性には、まず心身ともに癒される環境が必要です。ケアする側は、受容的態度で臨み、あせらず本人のペースに合わせ広い視野から自立を促進します。婦人相談所は、DV防止法に基づき円滑な業務実施に向けて、今まで以上に支援の充実に取り組んでいきたいと思ひます。

# DV防止法の概要

弁護士 小島 妙子

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下DV防止法という)は、二〇〇一年四月成立し、十月施行され、まもなく施行後一年を経過しようとしている。

DV防止法は、ドメスティック・バイオレンス (domestic violence) 夫・パートナーからの身体的・性的・心理的暴力) に対する特別な法的救済を定める法律であり、これによって、わが国におけるドメスティック・バイオレンス(以下DVという)に対する本格的な法的対策が講じられることとなった。DV防止法は、DVの状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図ることを目的としており、そのため主として二つの施策を用意している。① 保

護命令制度の創設と、② 配偶者暴力相談支援センター等に関する規定である。

保護命令制度は、裁判所が、被害者からの申立てにより、被害者の生命及び身体の安全を確保するため、加害者に対し、① 六ヶ月間、被害者の住居その他の場所において、被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先、その他の通常所在する場所の付近を徘徊することを禁止すること(接近禁止命令)、② 二週間、被害者と共に生活の本拠としていた住居から退去すること(退去命令)を発することができるという法制度であり、命令違反者には刑罰(一年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金)を科すというものである。

一方、配偶者暴力相談支援センター等に関する規定は、売春防止法にもとづき都道府県に設置されている婦人相談所が事実上行なってきたDV被害者の一時保護・相談等の業務(いわゆるシェルター業務)について、明確な法的位置づけを与え、国としての予算措置を講ずるものである。

DV防止法はこのように、法的性格の全く異なる施策を含む複合的な構造となっている。

さて、本法は、わが国初のDV防止法として、高く評価できる法律である。本法の意義として、保護命令制度を創設した点、DV被害者の一時保護等の業務を配偶者暴力相談支援センター等が行うこととした点が挙げられるが、さらに重要な点は、DV防止法が、ドメスティック・バイオレンスは個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなる行為であって、社会的に許容されない行為であり、その解決のためには、国家による法的介入が必要であるというメッセージを社会全体に発進している点である。

とりわけ、前文が、「配偶者からの暴力は犯罪となる行為である」と明言している点が重要である。DV防止法

は「配偶者からの暴力」を「配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの」と定義している。

ドメスティック・バイオレンスは、従来、たとえそれが暴行罪、傷害罪等に当たるような行為であっても、一般に刑罰に値するほどの違法な行為ではないと考えられてきたが、「配偶者からの暴力」は犯罪であると明言するDV防止法の制定は、DVに対する人々の法意識を大きく変える力をもっていると思われる。

これに伴い、従来は「夫婦ゲンカには立ち入れない」としてドメスティック・バイオレンスへの法的介入を拒んできた警察の対応も今後一層変化すると思われる。実際に、内縁関係を含む夫から妻への傷害事件の検挙件数は、DV防止法が制定された二〇〇一年には、一、〇六五件に達し、前年の一・二七倍となっているが、その背景には人々の意識の変化と、これに伴う警察の対応の変化があると思われる。

また、婚姻が一方の暴行・傷害によって破綻したようにみえても、暴力を振

るうのにはなんらかの理由があり、婚姻破綻の責任は夫婦五分五分であるとして、加害者の責任を重視しない離婚法の運用も変容を迫られるであろう。

さて、DV防止法に関する今後の課題としては、保護命令が迅速に発令されるなど法の運用が適正に行なわれるのかという点にある。最高裁の調査によれば二〇〇一年十月から二〇〇二年二月までの間に全国の裁判所に申立てられた保護命令事件は三〇六件であった。既済二九〇件のうち保護命令が発令された事件は二三三件(八〇・三%)であり、平均審理期間は九・八日であった。

また、高松地方裁判所は、二〇〇二年四月、全国で初めて、保護命令違反と同居侵入の罪に問われた会社員に対し懲役八月の実刑判決を下している。

このように保護命令制度はおおむね順調にスタートしたといえよう。

保護命令制度については、規制の対象が狭すぎる(身体に対する不法な攻撃にあたらぬ性的暴力・心理的暴力や、恋人・元配偶者からの暴力が含まれていない)、保護命令の内容が十分でない(退去命令の期間が短すぎ)、手続が複雑である(事実上、配偶者暴力相談支援センターか警察署を

経由しなければならぬ)等改正を求め声がある。DV防止法は施行後三年を用途として、法律の施行状況等を踏まえて必要な措置を講ずるとして、今後、今後の施行状況をみながら、改正が必要な点については、これを求めていくことになろう。

また、配偶者暴力相談支援センターの関係では、婦人相談所による被害者保護活動の充実、婦人相談所が被害者などが求められる。加えて、DV防止法が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を、国及び地方自治体の責務としていることから、生活保護法、児童福祉法等がDV防止法の成立にふさわしく運用され、一時保護後の生活支援が充実されることが期待される。

また、住民に最も身近かな市町村による独自の取組みも望まれる。男女共同参画推進条例の制定、男女共同参画計画策定の際に、DV防止と被害者保護のための施策を盛り込むことが必要であろう。



# 二〇〇二年夏の診察報告

東北会病院精神科 金 仁

はじめに：DV(Domestic violence)

とは婚姻関係の有無を問わず、情緒的に密着した関係にあるパートナーから女性に向けられる精神的、身体的、性的、経済的虐待のこととされる。今やDVのことをテレビ、新聞で目にしない日はほとんどなくなった。

小生が勤務している東北会病院精神科で、二〇〇二年七月から八月の二ヶ月間に小生が診察した新患者二〇名のうち明らかなDV被害者は二人であった。簡単にこの二例を紹介する。

症例1・四八才女性。

主訴：「わけわからなくなって、主人を殺したくなってしまおう」

既往歴：夫の暴力による左眼の打撲。九九年から気管支喘息で夜間救急受診。

現病歴：夫と結婚後一〇年間暴力に耐えて来た。夫は暴力の次ぎは浮気に走った。患者としては子育てに苦しくてどうしようもなかった。

二〇〇二年三月より「自分の気分を押さえられない」感じが出現。その場に居るのがイヤになる、自分の存在がイヤになる、やる気が起きない、体重減少(一〇kg減)出現。ちよつとしたことで死にたくなる。五月より某精神科クリニックでうつ病として加療されるが軽快しないため当院受診。

初診時の状況、及び経過：夫と二人で来院。予診は夫婦で受けるが本診では診察室に患者一人で入室。以下のような診察をした。

「どうしました?」

『わけわからなくなって、主人を殺し

たくなってしまおうんです。』

「ほう」

『夫は結婚して十年間は暴力。そのあとは浮気してたんです。』

「ほう」

『ちよつとしたことで死にたくなるし、自分も殺してやろうと思った。私は家庭を守ってきた。どこまで信用していかかわからない。この世にいるのがイヤ。』

「今までの暴力をふと思ひ出すことがありますか? (フラッシュバックの有無)」

『ええ、暴力を受ける風景が。あと浮気の女の写真。どうして男の人はあんなのを残しておくのでしょうか?』

「別れようと思ったことは」

『何回もあります。一番つらい時に支えがなかったんですから。くやくしてくやくして。子供は別れないでといいます。あと十年で息子社会人だし。』

「十年がまんできそうですか?」

『できません。』

「今まではどのように耐えてきたのですか?」

『一人でポツとホテルに行ったり。よその精神科で診てもらったらいきなり注射されてふらふらになりました。』

「いわゆるDVだと思いますか」

「はい。」

「ではDVについて説明しましょう。三サイクル、ハネムーン期、緊張の蓄積期、暴力爆発期の進行します。

暴力の後、急にやさしくなったり、誓いを立てたりしてつい許してしまうのがハネムーン期です。しかしまた緊張が蓄積し、暴力爆発というパターンになります。」

「その通りでした。夫は、もう一回だけ。今度裏切ったら死ぬといっています。』

「死にましたか?」

『いいえ、死にません。(にっこり)』

「では治療について。(PTSDに準じて)三段階に分れます。安全な場所の確保、語り、生活再建です。安全な場所がありますか?」

『ホテルです。でも、夫に許可もらわないと…』

「許可が必要ですか?」

『あつ、そうか、許可なんかいらなんだ。自分が行きたい時に行けばいいんだ。私中心にやっていっていいんだ。そういうことですね。』

「そうですね」

『今までと反対でやってみます。今ま

で主人の都合に合わせてきましたから。私中心でいいんですね。』

「ええ。」

「私が御主人に御会いしますか?」

『いえ、結構です。私中心でやってみますから。今飲んでる薬(抗精神薬、睡眠薬、抗うつ薬)は必要ですか?』  
「基本的に必要ありません。どうしても調子悪ければお飲み下さい。」

症例2・七四歳

主訴:「寒気がする」と、体がしめつけられそうになる。」

現病歴:二〇〇一年一〇月急性心筋梗塞で入院。以来、めまい、体が寒くなったり熱くなったりするようになった。内科、婦人科に通院しているが、軽快せず、当院受診する。初診時、夫とともに診察室に入る。すでに多くの安定剤などが処方されており、それらによる抗コリン作用の一種か、いわゆる身体表現性障害(ヒポコンドリー)を考え、安定剤の減量を指示し、漢方薬の処方に対応。夫は礼儀正しく診察に満足そうだったが、患者は不満そうであった。第二回目の診察日に夫とはなく子供と来院。二日ぐらいいは調子よかったが、また、以前のような状態

になったという。「腰から下の関節が重苦しい」「寒気が発作のように走る」という。この症状のため何度も内科で点滴を受けていたという。小生がどうしようか途方にくれていると、娘が「先生、これを見て下さい」と患者の服を脱がすと、なんと左腕、右足に直径一〇cmほどの紫色のあざがあるではないか。DVと考えてまちがいないし。しか

し患者は「お父さんに悪い。私が悪いんだから。」「ふらふら歩いたからできた。」ともいう。子供達によれば、昔から父親が殴っていたという。  
「いっしょになった時からこうだった。私は戦前の生まれで何の生活力もない。(家を)出れば笑われる時代だった。」と。「今回、お盆で子供がいると殴られなくて済む。しかし盆が終わると子供が帰るかと思うと気がでない」「さびしくて独りでいられない」という。安全な場所の確保のために施設入所か子供宅(三ヶ所)での生活を提案するも子供達は無言。結局当院PSWを通じて公的機関と話を付けてもらう。

以上、この夏、小生が診察で経験したDV症例2例を報告した。

## DV被害者の自立支援について

仙台女性への暴力防止センター(ハーティ仙台)

世話人代表 八幡 悦子

わたしたちは離婚の相談を十三年行つて来ました。離婚とDVの話し合いの場を十年開いています。私達の目的はDVと性暴力の根絶・被害者支援です。シェルターの運営も九十七年から行いました。また、行政と連携して啓発活動もしております。パンフレット・ポスター、カード、対応の手引き書の作成、調査、電話相談の委託、研修等の活動です。

現在シェルターでは、年間十組前後の方をサポートしております。シェルター入居者の方の自立支援には、様々の事を行います。

まずは入居前の打ち合わせ、迎え。区役所、保険所、病院、運転免許書き換え、警察、法務局、裁判所、不動産屋(苦勞します)、弁護士事務所への

同行。その間の託児。時には交渉の補足。陳述書作成の手伝い。子どもの世話(動物園、科学館、遊園地に連れ出す)、寄付のコンサートに同行(小さな寄付もあります)買い物の手伝い、小学生に勉強を教える、入居者のカウンセリング(カウンセラー)シェルターの備品管理、補充、寄付(電気製品、家具、生活用品など)受け取りにいて、整理して、独立の時に差し上げる。引越。被害者には、フラッシュバック、自殺念慮、噴出す怒り、不眠、体調不良など起きます。だから、入居者の話を聞く事は大事な事です。グループカウンセリングも行います。退所後も、個別・グループカウンセリングは一年間無料です。ハーティ仙台のおたよりを年に四回送ります。これが皆さ

んに大きな支えになつていようです。手紙や携帯メールで自立後も交流を続けております。OGのつどいも行います。OGがシエルトアのサポートに駆けつけます。ピアサポートは相互にエンパワーする効果的方法です。退所後もまだまだ不安な日々です。講演会など、機会を作つては交流を続けております。

ではシエルトアだけがDV被害者自立支援か？違います。DVと離婚の話し合いの場及び個別の面接を大変重要と考えております。

話し合いは「しんこきゅうタイム」と名づけております。月2回です。参加費五百円。有料は、自発的な参加の意識を持つてもらふ意味もあります。次第にルールができました。偽名、プライバシー厳守など毎回ルールの確認を丁寧に行います。スタッフが三名、スタッフもDVサバイバーとしての体験を語ります。多くの女性の経過を見てきました。その情報を伝える事が出来ます。でも、何よりも別居、離婚、調停、裁判の実体験の話が聞けるところがポイントです。どんな事が共通するテーマになるか？ ①離婚の基本的進め方、②調停員への伝え方、調

停の利用の仕方 ③弁護士を選び方、

伝え方、利用の仕方 ④自分の問題の

整理について(経過表の作成ポイント)、

証拠資料、財産資料のそろえ方 ⑤福

祉など行政窓口の利用の仕方、自己表

現のコツ ⑥別居資金の貯め方、別

居の仕方、不動産屋との付き合い方

⑦仕事の見つけ方 ⑧子どもの問題

をどう乗り越えるか(体験者の話が

とても参考になる) ⑨別居前の、緊

急時の行動の仕方、警察の利用の仕方、

民生委員の活用の意味 ⑩公的・民間

カウンセリング・精神科の利用につ

いて⑪興信所のメリットとデメリット

⑫自分の親や親戚のあしらい方、

夫の親との関係 ⑬別居した後の身の

守り方。(逃げる時が一番危険、殺人

もこの時起きる。危険性の認識を持つ、

撃退を実行できるように心理トレーニ

ングが必要。長い事支配されてきた女

性にはこれが必須。狼の前で萎縮する

反応が刻み込まれているからです。)

また、大事な事はDV・性暴力につ

いて語り合う事です。「自分を責めて

たけど違っていた」心細げだった女性

が怒り出します。これが大事な事です。

若い人が上の人に聞きます。「子ども

には、なにが起きましたか？」「引き

籠もりました」「食べ吐きです」「暴走

族に入りました」「いじめを行ってい

ます」「暴れています」「とてもやさし

い子です」様々です。「あなたはど

うして狂ってしまったのですか？」

「参加して何をすべきか学びました。」

「長期計画を立てました。希望を持ち

ました」実体験なので説得力がある

のです。不安そうな表情、涙、涙で

言葉が出ない人が、帰る時には明ら

かに変わります。

無論シエルトアの出会いは感動的

です。入らざるを得ないケースも当

然あります。予算もエネルギーもか

なりそこに費やしています。でも、

かなりの人は保護施設を経ずにDV

からの離脱が出来るのです。仕事を

やめずに離脱する必要もあるからで

す。それには離脱前後のサポートが

必要です。職場を守る、生活を守る、

子どもを守る、自分の心を守る為に。

その支援がNPOとして重要と考え

ています。専従も持たずそれぞれの

メンバーの出来ることの繋ぎ合わせ

で行ってきました。出来ることを、

出来る範囲で、出来る時まで・・続

けるつもりです。

## 会員募集

本協会の趣旨に賛同される方は、だれでも個人会員として、また、市町村、病院、会社、工場、婦人会等各種の団体は、団体会員としていつでも入会できます。

入会を希望される方は、次のところへ申し込んで下さい。

〒989-6117 宮城県古川市旭

五丁目七-二〇

宮城県精神保健福祉センター内

(社)宮城県精神保健福祉協会

電話 〇二二九(二三)〇〇二一

### 会費

個人会費 年額 二、五〇〇円

団体会員 年額一口(五、〇〇〇円)

以上

### 編集発行

平成14年10月発行

社団法人

宮城県精神保健福祉協会

宮城県古川市旭

5丁目7-20

電話 0229 (23) 0021